

学校で予防すべき感染症

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 以外 の疾患に罹患した場合の手続き

(2025年9月)

「学校で予防すべき感染症」に感染した場合は医師の指示期間は登校することができません。

学内での感染拡大予防のためにも、以下の手続きの流れに従い、速やかに報告をお願いします。

※対象疾患は『学校で予防すべき感染症一覧』を参照してください。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は手続きが違いますので、『学校で予防すべき感染症 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の手続き』を参照してください。

【申請期限】療養終了日より2週間が経過した場合は感染報告・回復報告ともに受理しませんので、ご注意ください。

1 【受診日に病院ですること、感染報告に必要な書類の準備】

重要 受診時は、発症日をいつとするか、必ず主治医に確認をする。

【例】を参照し、以下の写真（学生証と①～③）を撮っておく。（感染報告時に画像を添付する）

注：書類は医療機関（検査機関名）が発行し、発行日・氏名・医療機関名が掲載されているもの。

↓【例】並べて1枚の写真に撮る。

①受診日の領収証＋診療明細書（ある場合のみ）

②ある場合のみ

検査結果（医療機関が発行したもの、検体画像は除く）または診断書

③薬剤情報提供書または薬手帳

① 病院の領収証	① 医療費明細書 ※ない場合は不要	③ 薬剤情報提供書 または 薬手帳
② 検査結果または 診断書（療養期間記載） ※ない場合は不要		
学生証		

2 【フォーム申請：感染報告】 診断日に申請する。（後ほど保健室から連絡があります）

3 療養中は、体温を2回（朝・夕）測定し記録を付ける。（回復報告時に申請が必要です）

- ・登校開始日の確認：療養終了日に、朝の体温や症状を保健室にメール報告する。

4 【フォーム申請：回復報告】 主治医指示の療養終了日に申請をする。

- ・治癒証明書または診断書（出席停止期間が明記されたもの、出席停止：開始日●/●～終了日●/●）を手配し、画像添付をする。（写真可）
- ・登校開始日前に回復報告の申請ができない場合は、事前に保健室への連絡をお願いします。

5 療養終了後1週間以内に、治癒証明書または診断書を保健室に提出する。保健室での対応は終了です。

6 回復報告後、フォームより公欠申請に進んでください。

公欠申請についての問い合わせは教務課をお願いします。（mail:colkyomu@mejiro.ac.jp）



【保健室】電話：03-5996-3733

mail: hoken@mejiro.ac.jp